

# 行政 & 暮らしの情報






電話    ファックス    ホームページ    Eメール  
(各担当課のGはグループの略です)

📶  
**お知らせ**

**介護保険料のご案内**

介護保険料特別徴収(年金天引き)  
10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

**対象**  
平成26年8月の介護保険料を特別徴収されている方

**新たに対象となる方**

平成26年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給されている、8月までに特別徴収になっていない方

これから65歳の誕生日を迎える皆様へ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G  
内線2141・2142



**年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります**

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知させていただきます。ご確認ください。

**対象となる公的年金**  
老齢基礎年金、老齢厚生年金など

※遺族年金、障害年金は対象ではありません。

**特別徴収(天引き)が中止となる場合**  
次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・津島市から転出された方
- ・介護保険料が特別徴収されなくなつた方
- ・市・県民税の税額変更が生じた方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となつた方など)

**問合せ** 税務課市民税G  
内線2201~2204

**野焼きは禁止されています**

ごみを庭・空き地・田畑などで焼却する行為(いわゆる「野焼き」)は、廃棄物処理法で、一部の例外を除き禁止されています。

基準に適合した焼却設備を使用しない野焼きは、ダイオキシン汚染や大気汚染の原因の一つとされています。簡易焼却炉(ドラム缶、ブロック製の炉)などは、法律違反になります。

**例外とされている野焼き**  
・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

- 例 河川管理のために伐採した草木等の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または、復旧の

ために必要な廃棄物の焼却

- 例 災害等の緊急対策、火災予防訓練等
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 例 左義長等の地域行事における焼却

- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 例 病虫害駆除のための焼却
- ・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

- 例 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却

ただし、容易に代替方法がある場合は、例外に当たりません。

少量であれば市ゴミ袋で、集積所に出してください。多量の場合は、10kg200円で八穂クリーンセンター(弥富市)に持ち込むことができます。

やむを得ず野焼きをする場合は、風向きや燃やす量に注意し、周りの住宅環境に十分な配慮をお願いします。

**問合せ** 生活環境課環境保全G  
内線2232・2233



# 津島市財政改革行動計画(アクションプラン) 平成25年度実績報告

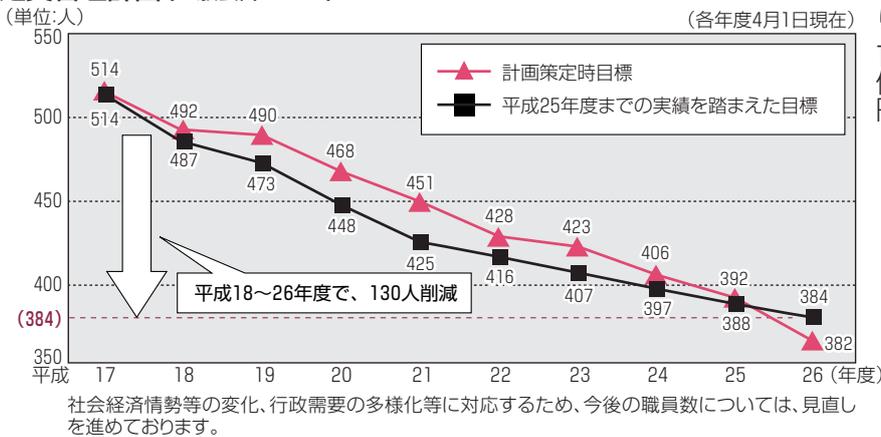
津島市では、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とした「津島市財政改革行動計画(アクションプラン)」を策定し、市民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営の確立を図るために、行財政改革の推進に努めております。

このたび、平成18年度から25年度までの8力年の実績を取りまとめました。財政改革の効果額は79億9千万円で、8年間の効果額は79億9千万円で、目標値とした67億5千万を上回りました。(達成率118.4%)

## 区分ごとの財政改革効果

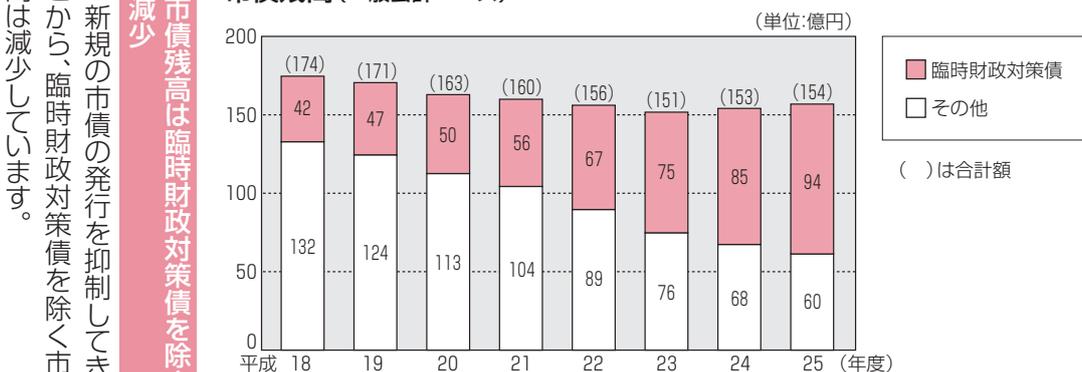
	財政改革累積効果額			主な取組事項 (18~25年度効果額)
	18~25年度目標額	18~25年度効果額	18~27年度目標額	
財源の確保	8.9億円	4.6億円	12億円	○税徴収率の向上 2億2,450万円 ○未利用財産の売却・貸付 1億4,141万円 ○使用料の滞納整理 576万円 ○有料広告物の掲載 1,474万円 ○企業誘致の推進 7,490万円
人件費の総額抑制	19.4億円	37.9億円	33.5億円	○定員管理計画による人件費削減 30億5,123万円 ○職員手当の見直し 7億4,281万円
事務事業の見直し	7.0億円	15.2億円	8.8億円	○経常的経費の削減 6億6,328万円 ○施設等維持管理経費の削減 8億5,112万円
市単独制度の見直し	10.4億円	12.2億円	13.1億円	○市単独補助金の見直し 8億6,388万円 ○市単独扶助費の見直し 3億5,657万円
その他	21.8億円	10.0億円	26.8億円	○当然廃止事業の削減 8億4,458万円 ○各種負担金の見直し 2,596万円 ○国民健康保険税の減免廃止 2,640万円 ○市税前納報奨金の廃止 2億2,691万円 ○病院補助金の縮減 △1億2,131万円
合計	67.5億円	79.9億円	94.2億円	

## 定員管理計画(一般会計ベース)



**財源の確保** 税徴収率の向上、企業誘致の推進等により、4億6千万円。  
**人件費の総額抑制** 職員数の削減と各種職員手当の見直しにより、37億9千万円。  
**事務事業の見直し** 事務事業の廃止・縮減・事業手法の変更により、15億2千万円。  
**市単独制度の見直し** 市単独補助金・扶助費の見直しにより、12億2千万円。  
**その他** 市税前納報奨金の廃止等により、10億円。

## 市債残高(一般会計ベース)



※臨時財政対策債—平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債で、地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。

**減少** 市債残高は臨時財政対策債を除き新規の市債の発行を抑制してきたことから、臨時財政対策債を除く市債残高は減少しています。

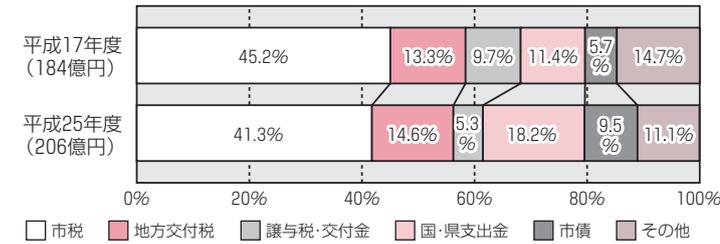
**130人の定員削減** 指定管理者制度、外部委託等の民間活力の導入や事務事業の見直しにより、平成17年度と比較して、平成26年度4月1日現在で職員数を一般会計ベースで130人削減しました。

財政改革実施前との比較

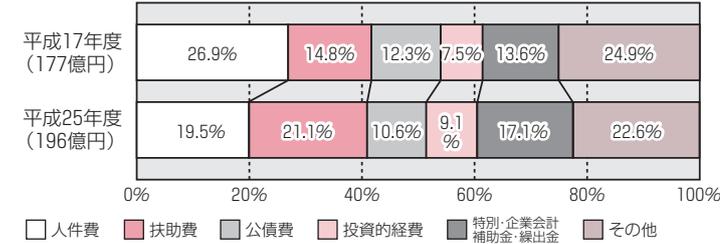
財政改革行動計画策定前と歳入・歳出の構成を比較してみると、歳入では市税が減少し、国・県支出金の割合が増加しています。また、歳出では扶助費・繰入金が増加し、人件費・公債費の割合が減少しています。

財政改革実施前との構成比較

(1) 歳入性質別



(2) 歳出性質別



今後に向けて  
目標の前倒し等の実施により、8力年の効果額は、目標を上回りました。  
しかし、本市の財政状況は依然として極めて厳しい状況にあります。

今後とも持続可能で効率的な行政運営を目指すため、財政改革行動計画を着実に実行してまいります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ 財政課財政G 内線2343・2344

財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

平成25年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり、前年に引き続き、すべて基準を下回りました。

これからも行政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

◎健全化判断比率

(単位:%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	比率	— (△6.74)	— (△15.12)	8.9	46.8
	早期健全化基準	12.94	17.94	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
平成24年度	比率	— (△6.79)	— (△12.43)	10.0	53.8

\*実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—(該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を(△)で示す。

◎資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位:%)

	津島市民病院事業会計	津島市下水道事業会計	津島市上水道事業会計	津島市流域関連公共下水道事業特別会計
平成25年度	4.6	— (△65.8)	— (△74.6)	— (△100.0)
平成24年度	8.2	— (△79.0)	— (△66.0)	— (△61.8)

\*資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

☆用語の説明

用語	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの(全ての会計の赤字の割合)
実質公債費比率	借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合)
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)

### 秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(土)～20日(月)

#### 3N(ない)運動

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

#### 運動の重点

##### 住宅を対象とした侵入盗の防止

・常に力ギをかけ、さらに、窓やドアはツークロックにしましょう。

・センサーライトや補助錠、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。

・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。

##### 子どもと女性の犯罪被害防止

・子どもを一人で遊ばせないようにして、出かけるときは、必ず行き先を告げさせましょう。

・人通りが多い明るい道を通り、防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯して、いつでも使える状態にしましょう。

##### 自動車関連窃盗の防止

・車両から離れるときは、車両の中に財布や貴重品、カバンを置かないようにしましょう。

##### 振り込め詐欺等特殊詐欺の被害防止

・お金の要求には、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」を徹底しましょう。

・電話やメール、郵便物でのお金に関する儲け話は、詐欺を疑って慎重にならしましょう。

め家族で連絡方法や合言葉を決めておくなど、日頃から被害防止に努めましょう。

##### 暴力追放運動の推進(「三ない運動」)

「暴力団を利用しない」  
「暴力団を恐れない」  
「暴力団にお金を出さない」

##### 問合せ 地域安全課交通防犯G

内線2361・2362



##### 生産緑地地区の変更に関する都市計画案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、都市計画案の縦覧を行います。

##### 日時 10月6日(月)～20日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)

##### 場所 計画建築課(市役所4階)

その他 市民や利害関係のある方は、縦覧期間中、市に対し意見書を出すことができます。

##### 問合せ 計画建築課都市計画・建築G

内線2427

##### 「許すな」「えせ同和行為」

「えせ同和行為」とは、個人や企業、行政機関等に対して、「同和はこわい」

人権ひろば

人権推進課人権同和行政推進G  
内線2271

#### 女性の権利

男女平等の理念は、日本国憲法に明記され、法制上では、男女平等の原則が確立されています。女性も男性

も一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として、その個性と能力を最大限に発揮できるように社会でなければなりません。

ドメスティック・バイオレンス(DV) 暴力は、性別を問わず決して許されるものではありませんが、特に、DVやストーカー行為、セクハラ(セク

シユアル・ハラスメント)といった行為は、人権を著しく侵害するものであり、大きな社会問題になっています。

女性の権利を守り、男女が対等なパートナーとして共に生き豊かに暮らせる社会を築くことが重要ではないでしょうか。

法務省の人権擁護機関は、女性からの相談に応じています。ひとりで悩まずに、まずは電話してください。相談は無料。秘密は厳守します。

相談電話番号

女性の人権ホットライン  
(平日の午前8時30分～午後5時15分)  
☎0570-070810  
(全国共通専用電話番号)

という誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして、おどすなどの言動により、不当な利権、利益や義務のないことを要求する行為をいいます。

同和問題を正しく理解し、次のような心構えと方法で対応することが大切です。

**心構え**

- ・違法・不当な要求は断固、拒否する。
- ・おどしや嫌がらせに屈しない。
- ・同和問題に理解を深める。

**具体的な対応**

- ・対応には複数であたる。
- ・組織的に対応する。
- ・専門機関に相談する。

不当な要求を受けた場合は、市人権推進課、県人権推進室、名古屋法務局

##### 日赤社資募集の結果

今年5月に実施した、平成26年度日本赤十字社社資の募集については、皆様のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた社資は、災害救護活動や血液事業、奉仕団活動、社会福祉事業等に活用させていただきます。

平成26年度社資 6000万3300円

問合せ 日本赤十字社津島市地区(福祉課福祉G)内線2131・2132